定期報告対象建築物一覧表

【変更概要】
報告対象とする建築物は，改正前は特定行政庁の指定でしたが，改正後は建築基準法第12条第1項により政令の指定（令第16条及び告示第240号）及び，特定行政庁の指定となります。
茨城県では改正前に報告の対象としていた建築物については，政令で指定されない規模・用途のものであっても，継続して特定行政庁が指定します。
つまり法改正により，政令指定の用途・規模のものが報告対象建築物に追加されることになります。

建築物の用途	規模 下記の条件のうち，いずれか1つ以上に該当するもの			
	政令(国)指定 該当用途部分が避難階のみにあるものは対象外		特定行政庁(茨城県知事)指定 該当用途部分が避難階のみにあっても対象	
	特定の階でその用途に供する部分(100㎡超のものに限る)を有するもの	一定規模以上の床面積を有するもの(Aはその用途に供する部分の床面積の合計を示す)	特定の階でその用途に供する部分(100㎡超のものに限る)を有するもの	一定規模以上の床面積を有するもの(Aはその用途に供する部分の床面積の合計を示す)
劇場，映画館，演芸場，	地階又は 3階以上の階	客席A≧ 200㎡	地階若しくは 3階以上の階	A≧500㎡
	主階が 1階にないもの		主階が 1階にないもの	
観覧場(屋外観覧場は除く)，公会堂，集会場	地階又は 3階以上の階	客席A≧ 200㎡	地階若しくは 3階以上の階	A≧1,000㎡
病院又は診療所 （患者の収容施設があるものに限る）	地階又は 3階以上の階	2階にA ≧300㎡	地階若しくは 3階以上の階	A≧1,000㎡
ホテル又は旅館	地階又は 3階以上の階	2階にA ≧300㎡	地階若しくは 3階以上の階	A≧1,000㎡
児童福祉施設等	－	－	地階若しくは 3階以上の階	A≧1,000㎡
高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途 （告示第240号第1第2項第2号～第9号の用途） 【助産施設，各種老人ホーム，障害者支援施設等】	地階又は 3階以上の階	2階にA ≧300㎡	－	－
学校又は体育館(学校に付属するものに限る)	－	－	地階若しくは 3階以上の階	A≧2,000㎡
体育館(学校に付属するものを除く)	3階以上の階	A≧2,000㎡	地階若しくは 3階以上の階	A≧2,000㎡
博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場，スポーツの練習場	3階以上の階	A≧2,000㎡	地階若しくは 3階以上の階	A≧2,000㎡
百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店，飲食店，物品販売業を営む店舗	地階又は 3階以上の階	2階にA≧ 500㎡	地階若しくは 3階以上の階	A≧1,000㎡
		A≧3000㎡		
事務所その他これに類するもの （階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る）	－	－	地階若しくは 3階以上の階	
高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途 （告示第240号第1第2項第1号の用途） 【共同住宅，寄宿舎】	地階又は 3階以上の階	2階にA≧ 300㎡	－	－

※　複数の用途（事務所は除く）に供する建築物にあっては，それぞれの用途に供する部分の床面積をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。

（黄色）は改正前の特定行政庁(茨城県知事)指定より追加対象となるものを示す